

答 申 第 1 号

平成26年4月28日

芦屋市固定資産評価審査委員会
委員長 佐々木 豊 様

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会
会長 芝 池 義 一

芦屋市情報公開条例第16条第2項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成25年6月4日付け芦固審発第11-1号による下記の諮問について、以下の
ように答申します。

記

平成23年度に実施された阪神9市固定資産評価審査委員会連絡協議会に係る決裁
文書綴（連絡協議会出席者名，連絡協議会旅費及び手当，連絡協議会資料等）につい
てなされた平成25年4月12日付け公文書公開決定処分及び公文書部分公開決定処
分に対する異議申立てに関する諮問

第1 審査会の結論

芦屋市固定資産評価審査委員会（以下「実施機関」という。）が、平成23年度に実施された阪神9市固定資産評価審査委員会連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）に係る決裁文書綴（連絡協議会出席者名，連絡協議会旅費及び手当，連絡協議会資料等）の公文書公開請求について平成25年4月12日付け芦固審発第3-2号公文書公開決定処分及び芦固審発第3-3号公文書部分公開決定処分（以下，両処分を併せて「本件処分」という。）を行ったことは妥当である。

第2 公開請求に対する決定の経緯

異議申立人は，平成25年3月23日付けで芦屋市情報公開条例（平成14年芦屋市条例第15号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき，平成23年度に実施された連絡協議会に係る決裁文書綴（連絡協議会出席者名，連絡協議会旅費及び手当，連絡協議会資料等）の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

実施機関は，本件請求に対し請求対象文書を次のように特定した。

- ① 「平成23年10月24日起案 平成23年度阪神9市固定資産評価審査委員会連絡協議会への出席について」
- ② 「平成23年10月19日起案 平成23年度阪神9市固定資産評価審査委員会連絡協議会の議題の回答について（回答）」

実施機関は，上記①について公文書公開決定処分，②について公文書部分公開決定処分を行い，これらの処分（本件処分）に対して異議申立てがなされた。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は，実施機関が行った本件処分を不服として，平成25年5月28日付けで処分の取消しを求める異議申立てを行ったものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び本審査会での意見陳述において主張している異議申立ての理由は，次のように要約される。

- (1) 請求人からの公文書公開請求の本体を無視し，平成23年度連絡協議会に出席し，配布された連絡協議会資料の情報公開を行わない不当がある。
- (2) 平成23年11月9日午後2時から川西市で実施された連絡協議会には，芦屋市から委員長他委員2名と書記全員が公費を使い出席しているにもかかわらず

ず、同協議会に使用された連絡協議会資料を情報公開しない行為は芦屋市民である納税者の請求を無視した異常な行為である。速やかな情報公開を求める。

- (3) 連絡協議会資料はその協議内容からして各市における委員会に係る問題点等を相互に協議し委員会の事務に資することを目的として開かれた会議の資料である。
- (4) 協議内容等からして一過性でその内容等が消滅するものではなく、毎年度蓄積されるものである。
- (5) しかも、各市持ち回りで協議会開催市としての責任を負うものであり、過去の問題点や予算の実績等を積み上げ、参考と資する資料と決裁文書である。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が意見書及び本審査会での意見陳述において主張している内容は、次のように要約される。

- 1 実施機関が保存する平成23年度連絡協議会に関する公文書は、本件処分を行った2件だけである。
- 2 連絡協議会は阪神9市で構成する任意団体で、固定資産評価審査委員会に関する事項について、相互に協議を行い、委員会の事務に資することを目的として、委員会の審査運営に関する連絡協議を行っている。連絡協議会は、何かを決定するとか、統一見解を決定する機関ではない。連絡協議会資料は、平成22年度以前は公文書として取り扱っていたが、申立人が主張するような実施機関が審査申出について審査をする際に参考となる資料ではないので、現在は公文書としては保存していない。また、今回改めて連絡協議会資料を探索したところ発見できず、実際にも保存していないことを確認した。

第5 審査会の判断

異議申立人が異議申立書において公開を求めている連絡協議会資料は、実施機関が行った本件処分により公開された文書には含まれていなかった。この点につき、実施機関は意見書及び意見陳述において、審査申出について審査をする際に参考となるような資料ではないため、公文書として取り扱っておらず、実際にも保存していないと主張している。

実施機関が本件処分において、この連絡協議会資料が不存在であることに触れなかったことは適切ではないが、本審査会としては、結論的には、この実施機関の不存在の主張を認めざるを得ない。

したがって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、実施機関は、連絡協議会資料を公文書として保存していた時期があったと説明している。また、同資料は各市から提出された議題の回答内容を集約したものであり、連絡協議会当日に使用された資料であるとのことであるから、これを公文書として取り扱わず個人情報として処分している現在の実施機関の取扱いについて、文書主管課と協議の上、再度検討されることを要望する。

以 上

審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
平成25年 6月 4日	諮問書の受理
平成25年 8月30日	異議申立人の意見陳述
平成25年 9月20日	諮問実施機関の意見陳述
平成26年 1月21日	第1回審議
平成26年 2月27日	第2回審議
平成26年 3月14日	第3回審議
平成26年 4月17日	第4回審議